ハ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	［号の細分を加える。］
ニ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	ハ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報
ホ　［略］	ニ　［同上］
ヘ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害給付金関係情報	ホ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
ト～ワ　［略］	ヘ～ヲ　［同上］
二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	二　児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務
次に掲げる情報	次に掲げる情報
イ・ロ　略	イ・ロ　同上
ハ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	［号の細分を加える。］
ニ・ホ　［略］	ハ・ニ　［同上］
ヘ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特別障害給付金関係情報	ホ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報
ト～ワ　［略］	ヘ～ヲ　［同上］
［三・四　略］	［三・四　同上］
第十条　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第十条**　法別表第二の十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報	ロ　当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］
二　［略］	二　［同上］
三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報	三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報	ロ　当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
［ハ～ホ　略］	［ハ～ホ　同上］
四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報	四　児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報	ロ　当該サービスが提供される障害児、当該障害児と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］